

2017.4

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

無料バスツアーでの衝動買いにご用心

【事例】

キャンペーン企画で当選した無料の日帰りバスツアー。その途中で倉庫のような場所に立ち寄った。ガイドから会場に案内され、みんなでクイズに答えて次々に景品をもらった。その後、気分が高揚した状態で店員から30万円のムートンシーツを勧められ、思わず衝動買いしてしまった。帰宅して家族に話すと非難され反省した。解約できないか。

【アドバイス】

相談者が店でもらった売買契約書を確認すると裏面にクーリング・オフできるという注意書きがあり、無条件で解約できました。この他にも高額な宝石や健康器具の購入を勧めるケースがあります。通常、自ら店に出向いて購入した商品は、クーリング・オフできません。この事例のようにクーリング・オフなどができる場合もありますが、まずは契約する前に本当に必要なものかよく考えましょう。

また、販売方法次第では返品できる場合があります。おかしいと思ったら早めに相談してください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。



2017.5

柳川・みやま消費生活センター / Consumer

「お金が戻る」という電話に注意してください

【事例】

市役所の職員を名乗る男から電話があり、「健康保険の払い過ぎがあるので2万8000円返す。1か月前に書類を送ったが、まだ返送されていない。手続きは今日中なので銀行から電話をさせる」と言われ、銀行名と携帯番号を教えた。しばらくすると銀行員を名乗る男から電話があり、大型商業施設のATMに携帯電話とキャッシュカードを持って行くよう指示された。出かけようとしたら家族に止められた。

【アドバイス】

典型的な「還付金詐欺」です。信用してはいけません。ニセ電話詐欺のうち、高齢者を狙った「還付金詐欺」の被害が多発しています。警察庁によると、昨年1年間に全国で3650件発生。前年の1.5倍でした。今年は1月に274件発生、これは昨年1月と比べると45.7%増、被害額は約3億円だそうです。

行政や金融機関の職員が還付金受け取りのために

ATMの操作を行うよう連絡することはありません。携帯番号など個人情報を知ってはいけません。「本日中午なら還付する」「口座番号は聞きません」など詐欺グループは巧妙な手口で人の心理につけこみ安心させます。「自分は絶対にだまされない」と思う人ほど危険です。

不審な電話があったら警察や消費生活センターに相談ください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎76・1004）まで。

